「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件(西表石垣国立公園)」の概要

## 1. 背景

平成 23 年 12 月開催の中央環境審議会において、西表石垣国立公園の海域公園地区の区域拡張又は新規指定について、諮問内容が適切である旨答申を受けたところ。

西表石垣国立公園の海域公園地区においては、自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき捕獲等を規制する動植物が環境大臣により指定(以下「既存動植物種」という。)されているが、今回区域拡張又は新規指定される海域公園地区においても既存の海域公園地区と同様に捕獲等の規制を行い、保護の強化を図るもの。

なお、今回の区域拡張又は新規指定により海域公園地区の面積が広範囲になることから、従来から地域住民の食用や漁業者の生業のために捕獲されているナマコ類及びホラガイについては、既存、拡張、新規のいずれの海域公園地区においても規制対象外とするため、一旦既存動植物種の解除を行った上で、上述のナマコ類及びホラガイを除く既存動植物種の指定を行うものである。

## 2. 西表石垣国立公園海域公園指定箇所及び動植物

新規指定海域公園地区(図1)

1.	平野海域公園地区	新規指定 938.0ha
2.	明石海域公園地区	新規指定 861.6ha
3.	玉取崎海域公園地区	新規指定 903.0ha
4.	米原プカピー海域公園地区	新規指定 147.4ha
5.	御神崎海域公園地区	新規指定 291.9ha
6.	鳩間島バラス海域公園地区	新規指定 667.4ha
7.	西表島後良川河口海域公園地区	新規指定 369.0ha
8.	竹富島南沖礁海域公園地区	新規指定 424. 2ha
9.	西表島鹿川中瀬海域公園地区	新規指定 380.6ha
10.	西表島仲間崎海域公園地区	新規指定 193.6ha
11.	波照間島ヌービ崎沖海域公園地区	新規指定 1,721.7ha
12.	波照間島浜崎沖海域公園地区	新規指定 712.9ha

拡張する海域公園地区(図1)

- 13. 竹富島タキドングチ・石西礁湖北礁海域公園地区 面積拡張 現行 36. 7ha→拡張後 2, 434. 5ha (2, 397. 8ha 拡張)
- 14. 竹富島シモビシ海域公園地区 面積拡張 現行 83. 1ha→拡張後 221. 0ha (137. 9ha 拡張)
- 15. 黒島ウラビシ・キャングチ・仲本海岸海域公園地区 面積拡張 現行 45. 5ha→拡張後 2, 403. 2ha (2, 357. 7ha 拡張)
- 16. 新城島マイビシ海域公園地区 面積拡張 現行 48. 2ha→拡張後 179. 7ha(131. 5ha 拡張)

既存海域公園地区(面積変更なし)

平久保海域公園地区

川平石崎海域公園地区

米原海域公園地区

白保海域公園地区

動植物 別紙1西表石垣国立公園 海域公園地区指定動植物 (案)

現行: 32 科 72 属 185 種→新規: 32 科 72 属 180 種

(既存海域公園地区で指定されていたホラガイ、バイカナマコ、シカクナマコ、トラフナマコ、ニセクロナマコの計5種について指定解除をした上で、すべての海域公園地区に適用)

2. 種の指定及び理由 (新たに海域公園地区となる区域)

指 定:別紙1西表石垣国立公園 海域公園地区指定動植物(案)

理 由:既存の海域公園地区と同様の資質を持ち、同等の保護が必要であることから指定するもの。

- 3. 種の削除及び理由 (既存の海域公園地区の区域)
  - 削 除:ホラガイ、バイカナマコ、シカクナマコ、トラフナマコ、ニセクロナ マコ
  - 理 由:以前より食用のため、地域住民や漁業者によって捕獲されており、今 回の海域公園地区が広域に指定されることから、漁獲を生業とする地域 住民や漁業者の生活に配慮して指定を解除するもの。